

発行 鹿児島市建設局都市計画部吉野区画整理課
 TEL (設計係) 099 (244) 2114
 (工事補償係) 099 (244) 4931
 ※令和3年度の組織整備により、4月から上記のとおりとなります。

区画整理だより

吉野第二地区 第7号



皆様方におかれましては、日頃より吉野第二地区土地区画整理事業へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。令和2年度に行った主な事業内容につきましては次のとおりです。

- 土地評価業務
換地設計を行う準備として、従前地の土地評価などを行いました。
- 小宅地等対策事業
昨年度末に募集した土地の取得を行いました。
- 地区計画策定
昨年度行った地区計画策定に関するアンケート結果を踏まえ、関係機関と協議を行いました。

令和3年度の事業概要について

- 換地設計業務
仮換地の鹿児島市の案を作成する換地設計業務を進めてまいります。
- 小宅地等対策事業
事業に必要な土地の取得を完了する予定です。
- 地区計画及び用途地域見直しの都市計画決定
令和3年度末の都市計画決定に向け準備を進めてまいります。

引き続き、吉野第二地区土地区画整理事業へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

地区計画に関するアンケート調査結果について

吉野第二地区の地区計画策定にあたり、昨年1月に実施いたしましたアンケート調査におきましては、多くの方々からご回答をいただき、誠にありがとうございました。

アンケートの集計結果についてご報告いたします。

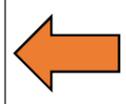
※詳細につきましては、裏面をご覧ください。

アンケート調査の概要について

- ◆目的
吉野第二地区の地区計画策定にあたり、これからの住まいや暮らしについて、本地区に土地を所有・借地している方の意見を伺う。
- ◆調査対象
吉野第二地区に土地を所有・借地している方 (1,190人)
- ◆調査期間
令和2年1月10日～令和2年1月27日
- ◆調査方法
郵送による配布・回収(無記名)
- ◆回答数
回答数：526 (回答率 44.2%)

みなさまへのお願い

- 事業の進捗状況等につきましては、今後も「区画整理だより」でお知らせしてまいります。
- また、次のような事項がありましたら、吉野区画整理課(設計係)までご連絡、又は申請をお願いします。
- ① 土地の売却や相続等により、登記名義人が変わった場合
 - ② 分筆等が行われた場合
 - ③ 転居等により住所を変更した場合
 - ④ 建築行為等を行う場合



建築物・その他の工作物の**新築、増改築等を行う場合**や重量が5トンを超える物件の設置又は堆積を行う場合、土地区画整理法第76条の許可申請が必要です。その許可にあたっては、**移転補償費の支払い額が70%以内等の条件**が付けられます。

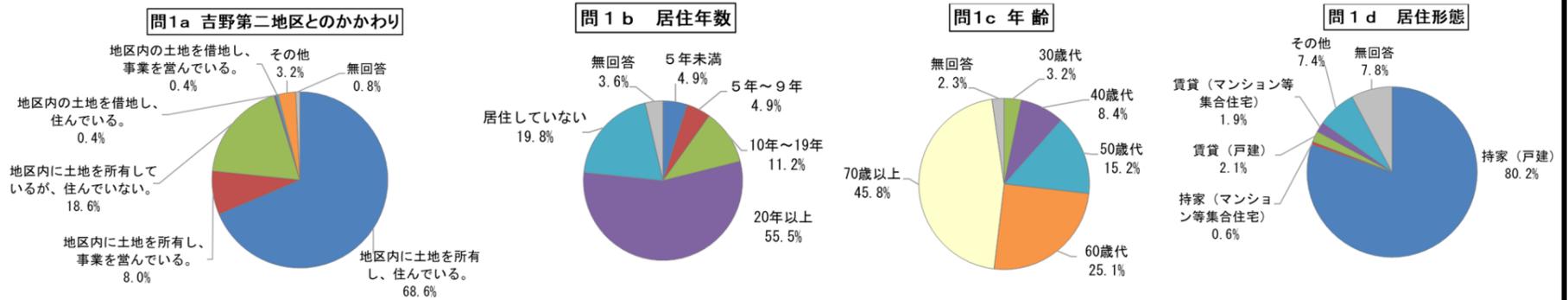
お問い合わせ先
 鹿児島市建設局都市計画部
 吉野区画整理課設計係
 〒892-0871
 鹿児島市吉野町2916番地
 電話：099-244-2114
 FAX：099-244-2292
 E-Mail：ynoku-sekkei@city.kagoshima.lg.jp

地区計画に関するアンケート調査結果について

令和2年1月に実施いたしました『吉野第二地区まちづくりのルール 地区計画策定に関する住民アンケート調査』の結果は、以下の通りです。

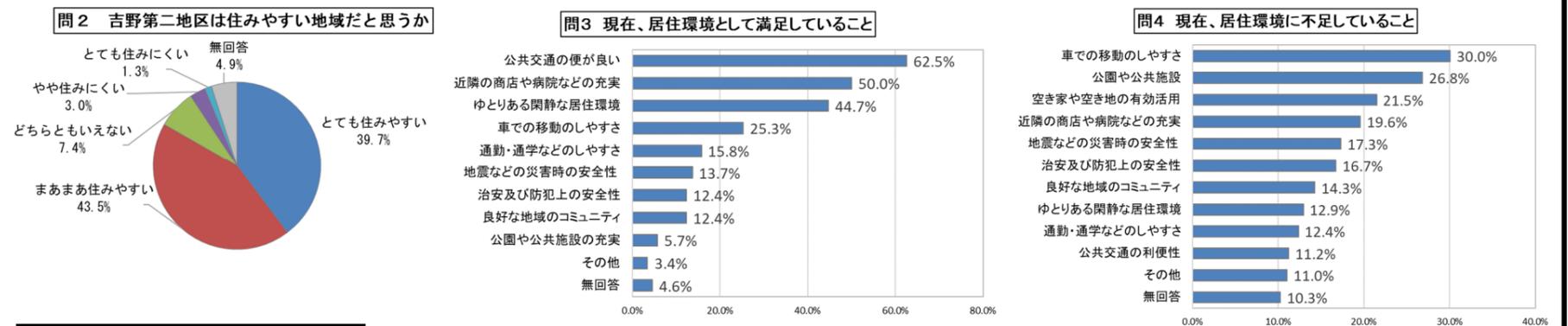
回答者の属性について

それぞれの質問事項で高い割合となったのは、『地区内に土地を所有し、住んでいる。』は68.6%、居住年数が『20年以上』は55.5%、年齢が『70歳以上』は45.8%、居住形態が『持ち家（戸建）』は80.2%という結果になりました。



現在の居住環境について

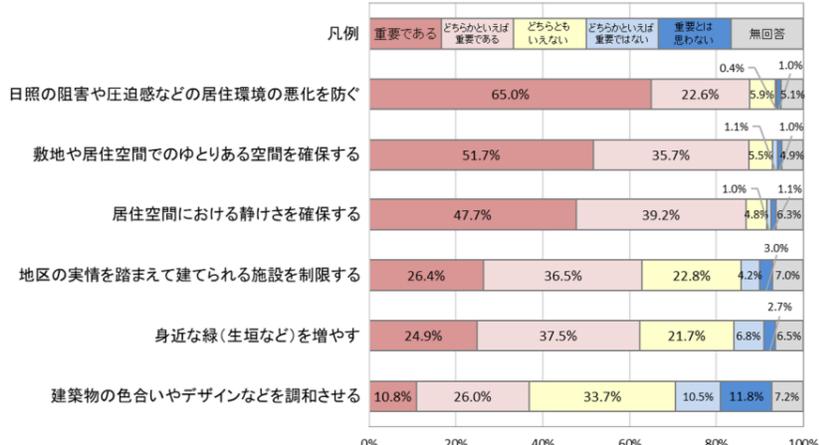
現在の居住環境については、『とても住みやすい』、『まあまあ住みやすい』と回答した方の割合が高く、居住環境として満足していることは、『公共交通の便が良い』、『近隣の商店や病院などの充実』と回答した方の割合が高い結果となりました。一方、居住環境に不足していることとして、『車での移動のしやすさ』、『公園や公共施設』と回答した方の割合が高い結果になりました。



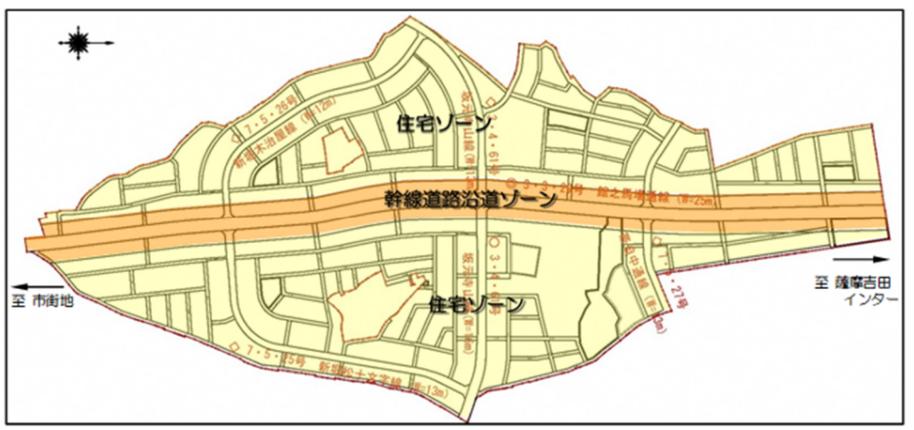
今後のまちづくりについて

今後のまちづくりのイメージは、『日照の阻害や圧迫感などの居住環境の悪化を防ぐ』、『敷地や居住空間でのゆとりある空間を確保する』が重要であると考えている方の割合が高く、まちづくりのルールとしては、『幹線道路沿道ゾーンと住宅ゾーンのどちらも『建築物等の高さのルール』と『建築物等の用途のルール』が必要と考えている方の割合が高い結果になりました。

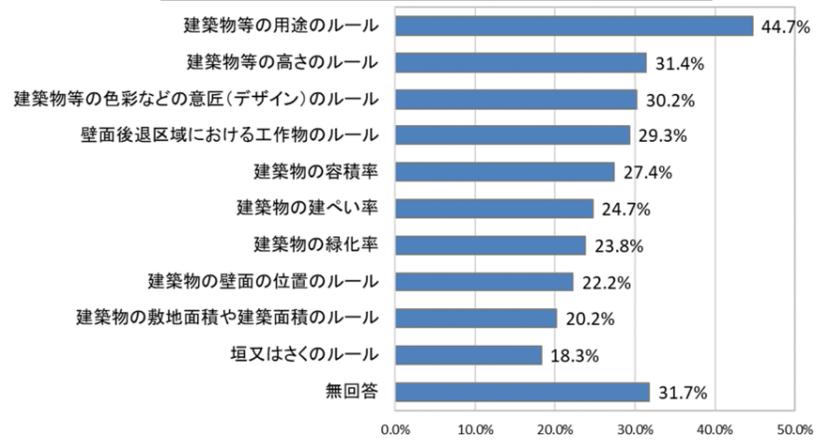
問5 今後のまちづくりのイメージに当てはまるもの



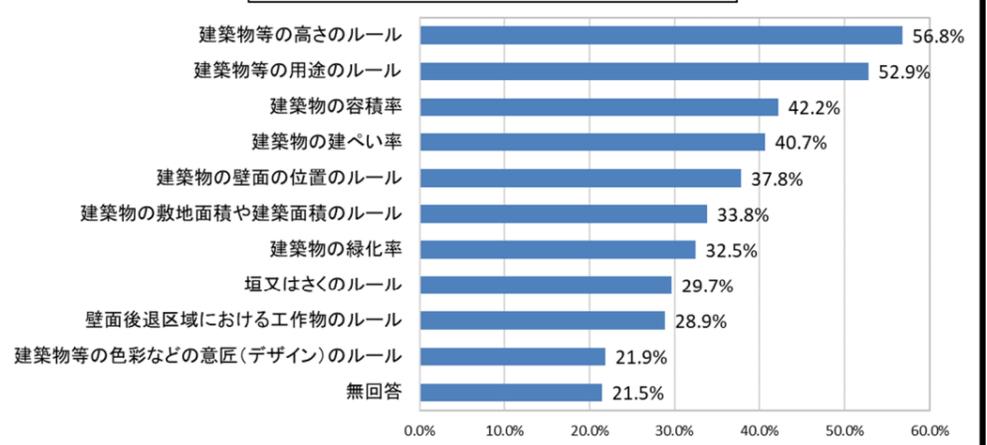
幹線道路沿道ゾーンと住宅ゾーン



問6a 幹線道路沿道ゾーンに必要なまちづくりのルール



問6b 住宅ゾーンに必要なまちづくりのルール



皆様からのご意見等につきましては、今後のまちづくりに役立てながら事業を進めてまいります。